

1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約からの暴力団排除を徹底するため、暴力団が実質的に経営をしていない者又はこれに準ずる者でないこと。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－納入済数量)×単価」の総額(税込)、また納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収する。

4 郵便入札

可とする。

5 入札の無効

- (1) 第1項に記載する競争参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの。
- (3) 郵便入札については令和8年2月13日17時00分までに到着しなかった者の入札
- (4) 警視庁及び道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する全契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の入札
- (5) その他、入札に関する条件に違反した者の入札

6 契約書作成の要否

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含めない。）に、これを契約担当官に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

7 落札の決定方法

単価にて落札を決定する。（同価の場合は抽選を行う）

8 公告の掲示場所

陸上自衛隊対馬駐屯地第436会計隊、西部方面会計隊ホームページ

（アドレス<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.html>）

9 公告の期間

令和8年1月30日～令和8年2月16日

10 その他

- (1) 郵便入札については令和8年2月13日17時00分までに必着するよう「書留等」記録に残る方法で郵送し、「入札書在中」と記入すること。
又、郵便による入札については事前に郵送したことを会計隊担当までご連絡すること。なお、再度入札を実施する場合は別示する。
- (2) 入札参加を希望される方は、入札前までに資格審査結果通知書(写)を提出（FAX可）すること。
- (3) 携行品：印鑑、筆記具
- (4) 見本提出は、令和8年2月9日10時00分までに対馬駐屯地糧食班事務室へ提出すること。不合格の場合は入札は無効とする。
- (5) 付紙の品名については見本提出とする。
- (6) 発注単位は個・KG等とする。規格・数量及び梱包単位の関係上、官側が発注する数量と納品数量が変わる可能性のある品物については、規格・数量及び梱包単位等の納品対応可能な数量単位が記載されたものを、見本提出日の正午までに官側（糧食班・会計隊双方）に提出すること。これに記載された規格・数量及び梱包単位の数量に官側が対応できない場合、その品目の入札を無効とする場合がある。

見本提出品目

番 号	品 名	規 格	見本提出時の数量、特記事項	栄養・成分分析表の提出の有無
2	生中華そば	内訳書のとおり	1袋以上	<p>見本提出品の包装に栄養・成分分析表が表示されている場合は提出不要、表示されていない場合は、別途、栄養・成分分析表を添付提出すること。</p> <p>※栄養・成分分析表の提出の必要がない見本品についても、品名、原産国主原材料等製造メーカー等合否判定に必要な項目を明記しておくこと。無記名の見本品については認められない場合があります。</p>
9	カラメルソース	〃	1本以上	
10	牛乳プリンの素	〃	1袋以上	
11	フルーツソース（ストロベリー）	〃	1本以上	
16	冷凍オクラミックス	〃	1袋以上	
17	野菜&フルーツジュース（900ml）	〃	1本以上	
22	プチトマト	〃	100g以上	
23	冷凍菜の花	〃	〃	
48	冷凍ミックスベリー	〃	1袋以上	
57	もみのり（味付け）	〃	〃	
58	ホッケの開き	〃	1枚以上	
59	鮭あぶり焼（生食用）	〃	1袋以上	
60	いか刺身（細切り）	〃	100g以上	
71	まぐろねぎとろ（粗挽き）	〃	1袋以上	
74	焼豚バラ（スライス）	〃	〃	
80	ローストビーフ	〃	〃	
86	あらびきポークウインナー	〃	〃	
94	牛タン炭火焼	〃	〃	
99	コーヒー牛乳（1L）	〃	1個以上	
100	牛乳（小）	〃	〃	
101	牛乳（1000cc）	〃	〃	
107	フリーカットケーキ	〃	〃	
108	ホットドッグ用パン	〃	1袋以上	
109	エナジードリンク	〃	1缶以上	
111	和風オニオンソース（チルド）	〃	1本以上	
119	しそ飯の素	〃	1袋以上	
120	精白米	〃	100g以上	

